デイサービスセンターわかば

≪ 利用料について ≫　令和5年4月改正

☆要介護状態と認定された方☆

《 7時間以上8時間未満　サービス提供時間　9時～16時10分》

区分状態	介護サービス費	入浴加算Ⅰ	サービス提供体制加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰイ	サービス費加算　小計	食　費（1食）	合計（日額）
要介護1	655	40	18	56	769	550	1,319
要介護2	773	40	18	56	887	550	1,437
要介護3	896	40	18	56	1,010	550	1,560
要介護4	1,018	40	18	56	1,132	550	1,682
要介護5	1,142	40	18	56	1,256	550	1,806

※入浴をしない場合は、入浴加算を頂きません。また、一部の利用者様においては、居宅サービス計画の内容により入浴加算Ⅱ（55単位）の算定をする場合があります。
※科学的介護推進体制加算（40単位）は月単位での算定になります。

★総合事業　（生きがい型デイサービス　通所A）★

区分状態	介護サービス費	（特定地域加算）	合　計	入浴料（1回）	食　費（1食）
事業対象・要支援1・更新者	305 ／回(月4回まで)	（　10　）	305（日額）	500	550
	1,318 ／月(月5回以上)		1,318（月額）		
要支援2	305 ／回(月8回まで)	（　10　）	305（日額）	500	550
	2,702 ／月(月9回以上)		2,702（月額）		

※合計額は入浴料と、食費を含まない金額になっており、利用回数に応じ日額と月額に分けられます。
＊特定地域加算～対象地域により加算を頂きます。利用回数に応じて、加算の上限回数が決まっており、週1回程度は5回まで、週2回程度は9回までとなります。

★総合事業　（通所介護相当サービス）★

区分状態	介護サービス費	サービス提供加算Ⅱ	運動機能向上加算	科学的介護推進体制加算	合計（月額）	食　費（1食）
要支援1	1,672（週1回程度）	72	225	40	1,969	550
要支援2	1,714（週1回程度）	72	225	40	2,011	
	3,428（週2回程度）	144	225	40	3,797	

※合計額には、入浴料が含まれており、入浴されなくても同等の月額料金になります。
※月途中からのご利用の場合は、日額での介護サービス費計算となります。

●要介護、総合事業の共通事項

1　食事を摂らなかった場合は、食費を頂きません。
2　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、1ヶ月総単位数に5．9%を乗じた単位数が加算されます。
3　介護職員等ベースアップ等支援加算として、1ヶ月総単位数に1．1%を乗じた単位数が加算されます。
4　一定以上の所得のある方は、介護サービス費等が2割、3割負担となります。

●介護保険給付対象外サービス

1　通常のサービスに要する期間を超える通所介護（総合事業）サービス
2　介護保険給付の支払限度額を超える通所介護（総合事業）サービス
3　総合事業の生きがい型デイサービスにおける入浴サービスと食事や旅行等のサービス

☆パワリハ運動教室について☆

弘前市一般介護予防事業におけるパワリハ運動教室（市委託事業）

《 営業時間 8時～17時》

対象者	65歳以上で弘前市内在住の方 ＊介護度に関係なく利用が出来ます。
利用料	無 料 ＊希望に応じ、入浴（500円）と食事（550円）の対応は可能です。 ＊送迎については、対応を致しておりませんがご相談に応じます。
利用時間	営業時間内の1～2時間程度の実施とし、週一回のご利用となります。 ＊実施時間や曜日など、詳細については担当者までご確認下さい。
事業内容	パワーリハビリテーションの運営方法に基づく準備体操、ストレッチ、 マシントレーニング及び整理体操 等

※入浴をしなかった日、食事を取らなかった場合、レクリエーション等に実費が発生しない場合は、
入浴料や食事代、その他料金を徴収しません。

☆通所型サービスC事業について☆

弘前市介護予防・日常生活支援総合事業（市委託事業）

《 サービス提供時間 9時～16時10分内90分間程度》

対象者	要支援1・要支援2・事業対象者
利用料	300円／回（1割負担） ＊所得に応じて2割、3割負担となります。 ＊希望に応じ、入浴（500円）と食事（550円）の対応は可能です。 ＊送迎については、対応を致しておりませんが、ご相談に応じます。
実施時間	サービス提供時間内の60～90分程度の実施となります。 ＊実施時間や曜日など、詳細については、担当者までご確認下さい。
実施期間	1人当たり週1回、合計12回を基本として、14週間（98日間）を満了とします。 更に12回の実施が必要であると判断された場合は、年度内に合計24回までの実施が可能となります。
事業内容	要介護状態になるおそれのある者に対し、ストレッチ、筋力向上運動、機能的運等を提供することによって、運動器と心身機能の維持向上を図ることを目的としています。

※入浴をしなかった日、食事を取らなかった場合、レクリエーション等に実費が発生しない場合は、
入浴料や食事代、その他料金を徴収しません。